

報第2号

教育長が臨時に代理した事項の報告について

酒田市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和7年度酒田市一般会計補正予算（第8号）について別紙のとおり教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年12月23日提出

酒田市教育委員会

教育長 赤坂 宜紀

（提案理由）

令和7年度酒田市一般会計補正予算（第8号）について、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、酒田市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により教育長が臨時に代理したので、同第2項の規定により報告し、承認を求めるものである。

議第39号

ミライニ運営評価審議会委員の委嘱について

ミライニ運営評価審議会委員に、次の者を委嘱するものとする。

令和7年12月23日提出

酒田市教育委員会

教育長 赤坂 宜紀

1 ミライニ運営評価審議会委員 別紙のとおり

2 委嘱期間 令和8年1月4日から令和9年12月28日まで

(提案理由)

ミライニ運営評価審議会委員の任期満了に伴い、酒田市酒田駅前交流拠点施設ミライニ設置管理条例第5条の規定に基づき委嘱しようとするものである。